

【改訂版】
入間東部地区事務組合消防団
出動報告に関する手引

入間東部地区事務組合
(令和8年2月改訂)

入間東部地区事務組合消防団出動報告に関する手引

令和5年3月策定
令和8年2月改訂

第1 総則

1 趣旨

この手引は、入間東部地区事務組合消防団条例（平成30年条例第58号）第15条第4項に規定する出動報酬について、同項に規定する職務を行った場合の出動報告に関し必要な事項を定めるものです。

2 出動の種類及び報酬額

出動の種類及び報酬額は、次のとおりです。

出動の種類	報酬額（日額）
災害の出動	4時間以上 8,000円
	4時間未満 4,000円
警戒、訓練等の出動	4時間以上 4,000円
	4時間未満 2,000円

- ※1 報酬は日額であることから、1日において複数回出動した場合は職務の従事時間を合算して報酬額を決定します。
- ※2 一の災害出動において2日間にかけて職務に従事した場合は、それぞれの日ごとに報酬額を計算します。

3 出動報告の時期

出動の報告の時期は、出動の種類に応じ、次のとおりとします。

出動の種類	報告の時期
災害の出動	<u>現場到着時 現場指揮本部に報告</u> <u>※引揚時には最終的な出動人数を必ず報告してください。</u> <u>※分団車庫に到着し、解散後に警防課（電子）に報告してください。</u>
	<u>現場未到着 解散後に警防課（電子）に報告</u>
警戒、訓練等の出動	<u>四半期（7月、10月、12月及び4月）ごとに警防課が指定する日までに警防課（電子）に報告</u>

4 出動報告に係る事項

災害又は訓練、警戒等に出動した場合における報告については、消防団活動支援システム(FireChief)の入力項目に従い、次のとおり報告するものとします。

(1) 災害の出動

- ア 災害出動報告書（団本部：警防課報告用）※団本部のみ
- イ 災害出動報告書（分団：警防課報告用）

(2) 警戒、訓練等の出動

- ア 警戒・訓練等出動報告書（団本部：警防課報告用）※団本部のみ
- イ 警戒・訓練等出動報告書（分団：警防課報告用）

5 報告時の提出書類

出動の報告時における提出書類等は、次のとおりとします。

(1) 災害の出動

ア 現場到着時

災害出動報告書(現場報告用)を現場指揮本部(指揮統制課指揮担当)へ提出し、現場引揚後、分団車庫に到着して解散した後に災害出動報告書を消防団活動支援システム(FireChief)の入力項目に従い入力し、電子で報告

イ 現場未到着（車庫待機含む。）

災害出動報告書を消防団活動支援システム(FireChief)の入力項目に従い入力し、電子で報告

(2) 警戒・訓練等の出動

警戒・訓練等出動報告書を消防団活動支援システム(FireChief)の入力項目に従い入力し、電子で報告

※ なお、組合構成市町（富士見市役所、ふじみ野市役所及び三芳町役場）からの要請に基づき出動（災害及び警戒・訓練等）する場合は、その要請を受けた際に必ず、要請した各市町担当者へ「入間東部地区事務組合消防団警戒訓練等出動依頼報告書」を消防本部警防課へ提出するよう伝えてください。

6 出動報告書の作成に係る出動の種別

出動報告書の作成の対象となる出動の種別については、次のとおりです。

(1) 災害の出動

- ア **火災出動**（組合管内における火災への出動）
- イ **風水害出動**（組合管内における風水害への出動）
- ウ **応援出動**（組合管外における入間東部地区事務組合消防団応援出動計画（平成4年3月7日策定）に定める応援出場を要する災害への出動）

エ その他の災害出動（上記に定めるもののほか入間東部地区事務組合消防団の組織等に関する規則（平成30年規則第60号）第7条第2号の規定により消防長の所轄の下に消防活動を実施する災害への出動）

(2) 警戒・訓練等の出動

ア 指定事業（組合又は埼玉県消防協会入間東部支部が指定する事業）

※例）消防団消防ポンプ操法大会、消防署・消防団合同総合火災防ぎょ訓練、風水害消防活動訓練、消防特別点検、消防出初式、消防団辞令交付式等

※事業名は「備考入力欄（任意）」に入力してください。

イ 災害対応訓練(操法)（消防団又は分団が独自に実施する操法訓練）

ウ 災害対応訓練(放水)（消防団又は分団が独自に実施する水出し訓練）

エ 災害対応訓練(演習)（消防団又は分団が独自に実施する演習訓練）

※上記、災害対応訓練(演習)には、令和6年5月23日通知の消防団随時訓練を含みます。

オ 構成市町主催事業（組合構成市町（富士見市役所、ふじみ野市役所及び三芳町役場）が主催する事業における警戒・訓練等）

※例）防災訓練への参加、催事の際の警備、火災予防活動等

※上記要請を受けた際には必ず、要請した各市町担当者へ「入間東部地区事務組合消防団警戒訓練等出動依頼報告書」を消防本部警防課へ提出するよう伝えてください。

カ 組合主催事業(指導)（組合が主催する事業における指導等）

※例）救命講習会、水消火器等を使用した初期消火訓練等で組合から協力依頼のあったものに係る指導等

キ 組合主催事業(啓発)（組合が主催する事業における啓発活動等）

※例）火災予防運動、火災予防キャンペーン、救急フェア等で組合から協力依頼のあったものに係る啓発活動等

ク 組合主催事業(その他)（組合が主催するその他の事業）

※上記カ・キを除く組合から協力依頼のあった事業に係る活動等

ケ 研修（組合又は関係機関が主催する研修）

※例）分団長研修等警防課が主催する年度ごとの研修、基礎教育等埼玉県消防学校における研修

※研修名は「備考入力欄（任意）」に入力してください。

コ 定期広報(夜警)（消防団、分団が実施する管内における巡回広報）

※例）分団の定期巡回広報（いわゆる「夜警」）、歳末特別警戒等

サ 上記に定めるもののほか、管理者が認めたもの。

※上記報告書作成にあたる共通事項として、出動場所については「出動場所入力（任意）」に場所名又は住所等を必ず入力するようにしてください。

7 災害発生時における出動の判断基準

災害発生時における出動の判断基準については、災害発生時に指揮統制課から発信される「携帯電話等による災害情報（災害メール）」を受信後、団本部及び分団の長（以下「所属長」という。）は、災害発生場所を確認し自己の分団の出動が必要な場合に分団内における連絡網や消防団活動支援システム(FireChief)を活用して出動可能人数を把握してください。この場合において、団本部を除き出動可能人数が「3人未満」の場合は、安全管理に万全を期すため、消防団長から指示がない限りは出動しないでください。

なお、本業の都合により所属長が出動の判断をできないときもありますので、分団内において所属分団員相互に連携を図るようお願いいたします。

※災害への出動は、一に分団において「3人以上」を原則とします。ただし、所属消防団長の指示がある場合は「2名」での出場も可能とします。なお、消防団車両の運行は必ず2名以上で運用し、絶対に1名で運用することの無いようにしてください。

8 災害出動時における報告の取扱い

災害発生時における報告の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 現場到着時

ア 所属長は、災害現場に到着後、速やかに現場指揮本部に到着報告を行い、活動下命を受けてください（現場指揮本部及び消防団本部が災害現場における安全管理に万全を期すため、活動分団数を把握する必要がありますので、到着報告は必ず行ってください。）。

イ 所属長は、災害現場における消防活動が終了し、現場を引揚げるときは、「災害出動報告書（現場報告用）」を作成し、現場指揮本部に引揚報告を行うとともに、当該報告書を提出してください。

ウ 所属長は、分団車庫に到着して解散した後に災害出動報告書を消防団活動支援システム(FireChief)の入力項目に従い入力し、電子で報告してください。

(2) 現場未到着時

災害メール又は無線において「署隊対応可能」となった場合に、緊急走行により災害現場に出動しているとき、又は分団車庫に1人以上が集結（車庫待機）しているときは、「出動1件」として取扱ってください。この場合において、当該災害における消防団の出動人員を把握する必要があることから、分団の長は災害出動報告書を消防団活動支援システム(FireChief)の入力項目に従い入力し、電子で速やかに警防課に報告してください。

9 その他

- (1) 組合管内において災害が発生し、市町の管轄を越えての出動は「消防団長の判断」により行ってください。
- (2) 団本部における災害出動の時間管理は出動した所属消防団員各自で消防団活動支援システム(FireChief)等を活用して行い、災害出動報告書作成時に出動した消防団員から出動に要した時間を確認して当該報告書を作成してください。

第2 出動報告書の作成要領

1 作成者

出動報告書は、災害又は警戒、訓練等の出動を行った場合において、出動報酬等を計算するために必要な書類となりますので、当該出動時において所属長となる消防団員が出動後、速やかに作成するようお願いします。

2 災害出動報告書

所属長は、災害への出動を行った場合は、災害出動報告書を次の要領により作成してください。

(1) 災害出動時

災害出動報告書（現場報告用）の「出動種別（□に☑を記入）」、「出動場所」及び「覚知時間（災害メールに記載されています。）等」を記入の上、「出動消防団員（□に☑を記入）」を確認（出動消防団員は事前に全ての所属消防団員の氏名を記載したものを準備しておくこと。）し、出動時に「出動時間」に時間を記入してください。

なお、団本部に所属する消防団員は、個々に災害出動することから、それぞれの出動時間を確認し、現場到着後に所属長に報告してください。

また、消防団活動支援システム(FireChief)の入力項目に従い入力し出動してください。

(2) 現場到着時

現場到着時に災害出動報告書（現場報告用）の「現着時間」及び「災害出動時チェック項目（□に☑を記入）」を記入してください。

(3) 災害活動中

災害活動中については、各分団の機関員が災害出動報告書（現場報告用）の「放水開始時間」及び「放水停止時間」並びに「使用水利及び水使用量」及び「【車両部署位置・ホース延長図面】」を記入してください。

なお、消防団からの出動報告書は、組合において当該災害に係る報告書を作成する資料となるため、「【車両部署位置・ホース延長図面】」には、「部署位置から火点までの経路」、「ホースライン」、「中継車両名」等を簡潔に記入してください。

(4) 現場引揚時

災害活動が終了し、現場を引揚げる際に災害出動報告書（現場報告用）の全ての該当項目が記入されていることを確認し、現場指揮本部に当該報告書を必ず提出してください。

なお、団本部に所属する消防団員は、個々に現場を引き揚げることから引揚げ時に引揚げ時間を所属長に報告してください。

(5) 帰庁時

帰庁後に消防団活動支援システム(FireChief)により「帰庁時間（団本部

は帰宅時間)」及び「覚知から帰宅までの時間（団本部は出動から帰宅までの時間）」を入力してください。

なお、団本部に所属する消防団員は、個々に帰宅時間が異なることから帰宅時に帰宅時間を所属長に報告してください。この場合において、「帰宅時間」とは、災害を覚知した時点の状態（例：就業中であれば就業を再開した時間）に戻った時間となります。

(6) 出動途上引揚時又は車庫待機時

出動途上において「署隊対応可能」の旨をメール受信若しくは無線傍受した場合又は分団車庫において待機となった場合は、組合において当該災害に係る動員数を把握する必要があるため、解散後に消防団活動支援システム(FireChief)を活用して警防課まで報告してください。

3 警戒・訓練等出動報告書の作成方法

所属長は、警戒・訓練等への出動を行った場合は、訓練・警戒等出動報告書を次の要領により作成してください。

(1) 日時

消防団活動支援システム(FireChief)により「開始時刻」「終了時刻」をそれぞれ入力してください。

※「日時」については、当該事業を実施している実働時間を入力

(2) 出動場所

消防団活動支援システム(FireChief)により「出動場所」の「出動場所入力（任意）」に出動場所の名前、又は住所を入力してください。

(3) 内容

消防団活動支援システム(FireChief)の「ドロップダウンリスト」から該当する項目を選択し、「備考入力（任意）」に事業名及び実施内容を入力してください。

(4) 「車両の使用」「無線および資機材の使用・点検」

この項目については、入力の必要はありません。

(5) 出動団員

消防団活動支援システム(FireChief)の項目に従い、出動した団員を入力してください。

4 警防課への報告書類の提出要領

消防団長及び分団長は、人間東部地区事務組合消防団員の報酬の支給に関する規則（令和5年規則第2号）第3条第2項の規定により四半期（7月、10月、翌年1月及び翌年4月）に出動報酬を支給するために警防課が指定する日までに消防団活動支援システム(FireChief)での電子報告を完了するようにしてください

資 料

1 関係例規

- (1) 入間東部地区事務組合消防団条例
- (2) 入間東部地区事務組合消防団員の報酬の支給に関する規則
- (3) 入間東部地区事務組合消防団員の出動報酬の支給の手続に関する内規

2 出動報告関係書式

- (1) 災害出動報告書（団本部：現場報告用）
- (2) 災害出動報告書（分団：現場報告用）
- (3) 入間東部地区事務組合消防団警戒訓練等出動依頼報告書

1 關係例規

入間東部地区事務組合消防団条例

平成30年3月12日

条例第58号

入間東部地区消防組合消防団条例（昭和45年条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任免、給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

（消防団の設置、名称及び区域）

第2条 入間東部地区事務組合に消防団を置く。

2 消防団の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	区域
富士見市消防団	富士見市全域
ふじみ野市消防団	ふじみ野市全域
三芳町消防団	三芳町全域

（消防団員の種類）

第3条 消防団員の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本団員 機能別団員以外の消防団員をいう。

(2) 機能別団員 昼間の火災や大規模災害等の特定の任務に限り従事する消防団員をいう。

（定員）

第4条 消防団員の定員は、次のとおりとする。

消防団名	定員
富士見市消防団	129人
ふじみ野市消防団	135人
三芳町消防団	110人

（任用）

第5条 消防団長は消防団の推薦に基づき管理者が、その他の基本団員は消防団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから、管理者の承認を得て任用する。

(1) 入間東部地区事務組合の管轄区域内に居住し、又は管轄区域内の事業所等に勤務し、若しくは管轄区域内の学校に通学する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が特に必要と認めた者

2 機能別団員は、前項第1号から第3号までに該当し、消防団員若しくは消防職員の経験を有する者又は消防団員としての必要な知識経験を有すると消防団長が認めた者のうちから、管理者の承認を得て消防団長が任用する。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第10条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者
(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績がよくない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
- 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。
- (1) 前条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。
 - (2) 第5条第1項第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。

(休団)

第8条 消防団員は、近親者又は家族の介護、子の育児その他のやむを得ない事由により長期間勤務することができない場合は、3年を超えない範囲内で、勤務の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

- 2 消防団員は、前項の規定により休団をしようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。
- 3 休団中の消防団員が勤務に復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。
- 4 休団中の消防団員が勤務に復帰したときの階級は、当該休団を開始した日に属していた階級とする。
- 5 休団中の消防団員については、第6条第3号、第7条第2項第2号、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

(退職)

第9条 消防団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第10条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1か月以内の期間を定めて行う。

(服務)

第11条 消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出席し、職務に従事しなければならない。

第12条 消防団員であって10日以上居住地、勤務地又は通学する場所を離れる場合は、任命権者に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地、勤務地又は通学する場所を離れることはできない。

第13条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第14条 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第15条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。ただし、機能別団員には、年額報酬を支給しない。

2 年額報酬は、次のとおりとする。

階級	報酬額（円）
団長	223,000
副団長	176,000
分団長	144,000
副分団長	106,000
部長	90,000
班長	78,000
団員	70,000

3 消防団長から機関員としてあらかじめ承認を受けた基本団員には、前項の報酬額に6,000円を加えた額を支給する。

4 出動報酬は、消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害の職務 1日につき8,000円（職務に従事した時間が4時間未満の場合は、4,000円）

(2) 警戒、訓練等の職務 1日につき4,000円（職務に従事した時間が4時間未満の場合は、2,000円）

5 前3項の規定にかかわらず、第8条第1項の規定により休団中の消防団員には、当該期間中における報酬は支給しない。

(費用弁償)

第16条 消防団員が公務のため旅行したときは、入間東部地区事務組合職員等の旅費に関する条例（平成30年条例第47号）第1条に規定する職員（次項において「一般職の職員」という。）に支給する旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

2 前項に定めるもののほか、消防団員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

（その他）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において入間東部地区消防組合の消防団の消防団員であった者で、引き続き入間東部地区事務組合の消防団の消防団員となった者について、同日前にこの条例による改正前の入間東部地区消防組合消防団条例（以下「旧条例」という。）の規定による報酬又は費用弁償で、施行日以後に支給することとなるものの支給については、旧条例の例による。

附 則（平成31年条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第3号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和4年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の入間東部地区事務組合消防団条例第15条及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後の報酬及び費用弁償の支給について適用し、この条例の施行の日前の報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和7年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によること

とされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

入間東部地区事務組合消防団員の報酬の支給に関する規則

令和5年規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、入間東部地区事務組合消防団条例（平成30年条例第58号。以下「条例」という。）に基づき、消防団員の報酬の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給の始期及び終期)

第2条 報酬は、新たに消防団員に任用された場合はその日の属する月から支給し、免職、退職又は死亡によりその身分を失った場合はその日の属する月まで支給するものとする。

(報酬の支給の時期及び支給額の計算方法)

第3条 条例第15条第2項及び第3項に規定する報酬は、翌年3月に支給するものとする。

2 条例第15条第4項に規定する報酬は、7月、10月、翌年1月及び翌年4月に支給するものとする。この場合において、支給額は、当該報酬の支給の対象となる職務に従事した日数を3か月ごとに整理して計算するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、消防団員が年度の途中において、免職、退職若しくは死亡によりその身分を失った場合又は条例第8条第1項の規定により休団をした場合は、報酬をその都度支給するものとする。この場合において、第1項の報酬は、月割計算により支給するものとし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、消防団員の報酬の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(入間東部地区事務組合非常勤特別職の報酬等の支給に関する規則の一部改正)

2 入間東部地区事務組合非常勤特別職の報酬等の支給に関する規則（平成30年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び入間東部地区事務組合消防団条例（平成30年条例第58号）」を削る。

入間東部地区事務組合消防団員の出動報酬の支給の手續に関する内規
令和5年3月3日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、入間東部地区事務組合消防団条例（平成30年条例第58号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する報酬のうち、出動報酬の支給の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(出動報酬の支給の対象となる災害等の種類)

第2条 条例第15条第4項第1号の災害の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 組管内における火災
- (2) 組管内における風水害
- (3) 組管外における入間東部地区事務組合消防団応援出動計画（平成4年3月7日策定）に定める応援出場を要する災害
- (4) 前3号に掲げるもののほか入間東部地区事務組合消防団の組織等に関する規則（平成30年規則第60号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により消防長の所轄の下に消防活動を実施する災害

2 条例第15条第4項第2号の警戒、訓練等の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合又は公益財団法人埼玉県消防協会入間東部支部が指定する事業
- (2) 消防団（規則第1条に規定する消防団をいう。以下同じ）又は分団（規則第2条に規定する分団をいう。以下同じ）が単独で実施する災害対応訓練
- (3) 組合構成市町が主催する事業における警戒等
- (4) 組合が主催する事業における指導、啓発等
- (5) 組合又は関係機関が主催する研修
- (6) 消防団又は分団が実施する管内における広報
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が認めたもの。

(出場報告書の提出)

第3条 分団の長は、前条に規定する災害又は警戒、訓練等の職務に従事したときは、出動ごとに別に定める報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出の時期は、別に定めるところによる。

(その他)

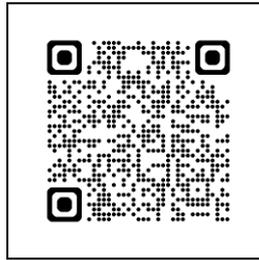
第4条 この内規に定めるもののほか、出動報酬の支給の手續に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

2 出動報告関係書式

※ 報告書作成書式等は、組合ホームページからダウンロードできる電子データを使用するようお願いします。



【ダウンロードページ】

【問合せ先】

入間東部地区事務組合消防本部

警防課消防団係

電話番号 049-261-6659

FAX番号 049-261-4395